

米国税務最新動向

2018年7月

アーンスト・アンド・ヤングLLP パートナー
野本 誠

下院政策委員長が「税制改革第2弾」大綱を発表

7月24日、連邦議会下院政策委員会のケビン・ブレイディー委員長は、「税制改革第2弾(Tax Reform 2.0)」の大綱を発表しました。その骨子は、以下の通りです。

- 2025年に失効する個人ならびに小規模事業者減税の恒久化
- 貯蓄制度改革(新たな退職年金制度および世帯向け貯蓄制度の導入、教育費貯蓄プランの用途制限の緩和、出産もしくは養子縁組に際しての退職年金の引き出し容認)
- 起業時の初期投資費用の即時償却によるイノベーションと成長の推進

ブレイディー委員長によれば、8月まで大綱に関する議論を行い、9月に下院で法案の採決を行うことが予定されています。ただし、現状では民主党の協力なしに上院に必要な議席数が得られないため、中間選挙前に上院を通過する可能性は低いものと見られています。

IRSが移転価格税務調査の新規ガイドラインを発表

IRSは、新たな移転価格税務調査手続書(Publication 5300(6-2018))を発表しました。これは、大規模事業者・国際(LB&I)部門の調査手続書(Publication 5125)の内容に沿って、2014年に導入された移転価格税務調査ロードマップを

補完するもので、計画、実施、終結の各段階における調査手続に関するガイドラインを定めています。

今回発表された手続書では、BEPSの国別報告書（様式8975）の積極的活用が提唱されていますが、調査官による不適切な取り扱いを防ぐため、国別報告書に関する研修が義務づけられています。また、従来すべての事案で発行が義務づけられていた移転価格同時文書化資料の提出リクエストは、現場の判断で免除が可能となっています。

「Wayfair」判決を受けて州政府・議会動向が活発化

州政府が州内に物理的拠点を持たない事業者に売上税徴収義務を課すことを認めた6月21日の連邦最高裁判所の「Wayfair判決」を受け、各州政府ならびに州議会の動向が活発化しています。いくつかの州では、州内に物理的拠点を持たない事業者に売上税徴収義務を課す「エコノミック・ネクサス」規定が既に立法化されており、州税務当局が州内で一定の売上もしくは取引がある事業者に特定の日以降に売上税の徴収義務を課す方針を明らかにしています。

既に施行方針を明らかにしている州は、以下の通りです。

	施行開始	売上基準	取引基準	その他
アラバマ	2018年10月1日	25万ドル	なし	
ハワイ	2018年7月1日	10万ドル	200件	
インディアナ	2018年10月1日	未定	未定	州内の訴訟の決着が条件
アイオワ	2019年1月1日	10万ドル	200件	
ケンタッキー	即時	10万ドル	200件	
ニュージャージー	2018年10月1日	10万ドル	200件	法案審議中
ノース・ダコタ	2018年10月1日	10万ドル	200件	
ユタ	2019年1月1日	10万ドル	200件	改正法案への知事の署名待ち
バーモント	2018年7月1日	なし	なし	
ウィスコンシン	2018年10月1日	10万ドル	200件	

その他の州では、州議会で売上税法の改正の必要性が審議されていたり、州税務当局によるガイダンスの発行が検討されています。

下院司法委員会が「Wayfair判決」に関する公聴会を開催

7月24日、連邦議会下院司法委員会は、連邦最高裁判所の「Wayfair判決」を受け、連邦議会が何らかの対応策を講じるべきか否かについて、公聴会を開催しました。

グッドラット司法委員長（共和党、バージニア州選出）は、州政府が性急に過度な課税実施に踏み切るのを避けるため、ルール策定のためのモラトリアム期間を設けるべきであるとの考えを示しました。これに対し、ナドラー議員（民主党、ニューヨーク州選出）は、「連邦政府が州政府の租税政策を妨害すべきではなく、差別的な課税の実態がない限り、連邦議会による介入は必要ない」と反論しています。

公聴会では、様々な団体や民間企業等の代表者が証言を行い、連邦議会による介入の是非について意見を述べました。

なお、連邦議会上院では、「Stop Taxing Our Potential Act of 2018 (STOP)」(S. 3180)と題した州内に物理的拠点を持たない事業者に売上税徴収義務を課すことを禁じる法案が提出されています。

「減税・雇用法」訂正法案を中間選挙後に提出へ

7月12日、連邦議会下院のライアン議長は、ワシントンDCでの講演会において、「減税・雇用法」の国際関連規定を訂正する法案を中間選挙後に提出する予定を明らかにしました。これは、下院政策委員会で審議されている「税制改革第2弾」とは別のものですが、現在は民主党の協力が得られる見込みがないため、中間選挙後に法案提出が予定されています。

ニュージャージー州：州法人税事業法を大幅改正

7月1日、ニュージャージー州法人事業税法を大幅に改正する法案が州議会上下両院で可決され、マーフィー州知事の署名により成立しました。これは、1945年の法人事業税導入以来の抜本的制度改革となります。改正の骨子は、以下の通りです。

- 2019年1月1日以降に開始する課税年度において、関連会社グループの合算申告制度を導入（原則水際方式、全世界所得合算の選択可能）

- 州間配賦後の課税所得が100万ドルを超える場合、暫定的追加税(2018年1月1日から2019年12月31日までに開始する課税年度は2.5%、2020年1月1日から2021年12月31日までに開始する課税年度は1.5%)を賦課(通常の法人事業税率は9%)
- 繰越欠損金に関するルールの改正(繰越期間は原則20年)
- 連邦法人税法上の外国子会社の留保所得一括課税の対象となる所得を課税する一方、関連する控除や税額控除は否認
- 持分80%以上の子会社からの配当の控除率を100%から95%に引き下げ
- 役務提供対価の源泉地を受益者の居住地とする市場基準の採用
- 「減税・雇用法」に基づく連邦税法改正項目の一部不採用

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。

* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。



@EY_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

ニュースレター全般に関するご質問・ご意見等ございましたら、下記までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティング アンド コミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EY について

EY は、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EY とは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY 税理士法人について

EY 税理士法人は、EY メンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2018 Ernst & Young Tax Co.
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20180921

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY 税理士法人及び他の EY メンバーファームは、皆様本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp